

# 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由に、運転免許証の通常の更新手続きを受けることができない・できなかった方については、以下のとおり対応します。

## 免許証の更新期限が 過ぎてしまいそうな方

更新期間内に、各運転免許試験場、中央・厚別優良運転者更新センター及び各警察署に運転免許証を持参のうえ、お申し出いただくことで、更新期限後であっても3か月間は運転が可能になります（※）。なお、その際に更新手続き開始申請書を提出していただきます。

※ この期間の間に、講習の受講や適性検査の受検を含む、**通常の更新手続きを改めて受けていただく必要**があります。  
(通常の更新手続き場所は、更新連絡書に記載された手続き場所となります。)

### 【対象者】

免許証の更新期限が令和2年3月13日～4月30日までの方

### 【受付時間】

各警察署 平日 8時45分～17時

各運転免許試験場 平日、日曜日 8時45分～17時

(函館、旭川、釧路、帯広、北見運転免許試験場は日曜日は第1、第3日曜日のみ)

## 免許証の更新期限が 過ぎてしまった方

運転免許証を更新できず、免許を失効させてしまった場合には、学科・技能試験を受けることなく免許の再取得が可能です。

詳しくは、お近くの運転免許試験場、又は警察署までお問い合わせください。

# 更 新 手 続 開 始 申 請 書

年 月 日

公 安 委 員 会 殿

ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日
電 話 番 号	
免 許 証 有 効 期 間 の 末 日	年 月 日 ※ 今回措置の対象：有効期間末日が令和2年 3月 13日から 令和2年 4月 30日までの方

暗証番号1						暗証番号2			
-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--

備考1 この申請書に免許証表裏の写し（裏面は備考欄記入後のもの）を添付してください。

2 暗証番号1及び暗証番号2をそれぞれ設定してください。